

九州工業大学交響楽団団則

第1章 総則

第1条 名称

当団は九州工業大学交響楽団と称する。

第2条 事務局

当団は事務局を九州工業大学情報工学部内におく。

(福岡県飯塚市大字川津 680-4 九州工業大学情報工学部)

第3条 目的

当団はアマチュアオーケストラとして、九州工業大学内と地域の文化の発展に寄与することを目的とする。

第4条 所属団体

当団は九州工業大学責善会学生会情報工学部文化会に所属する。

第2章 活動

第5条 活動

- 1, 定期演奏会
- 2, 九州工業大学内の式典における演奏
- 3, 特別演奏会、依頼演奏会
- 4, 他の音楽団体との交流
- 5, その他、当団の目的のための活動

第3章 楽団構成員

第6条 団の構成員

当団に以下の構成員を置くこととする。

- 1, 顧問
- 2, 指揮者
- 3, 団員

団員については第4章で詳しく述べることとする。

第4章 団員

第7条 種類

当団に以下の団員をおく。(1~3が重複する場合は、原則として1、2、3の順で優先とする)

- 1, 正団員 九州工業大学の学生で、団長に入団が承認された者
- 2, 準団員 九州工業大学の教職員とその家族で、団長に入団が承認された者
- 3, 楽団友 近隣の学生など、団長に入団が承認された者

ただし、楽団友となるためには以下の条件を満たさなければならない。

- ・18歳以上である(高校生は除く)
- ・楽器を所有している(打楽器は除く)

第8条 義務

全団員は、以下の義務を負う。

- 1, 当団の活動への積極的参加
- 2, 団費の納入

第9条 入団

当団に入団を希望する者は、入団届を団長に提出し、団長の承認により団員となる。

第10条 休団

病気、事故、その他やむを得ない理由により、1カ月以上当団の活動を継続することが困難な団員は、休団届を団長に提出し、団長の承認により休団することができる。休団中、団費は免除される。

休団期間は、届け出時に申請した期間とする。ただし、以下に該当する場合は休団は取り消される。

- 1, 休団期間中に、本人からの復団の届け出があり団長により承認された場合
- 2, 申請時における団長が解任となった場合

また休団理由の消滅等により復団が可能となった団員に対し、団長は休団を取り消すことができる。

第11条 退団

退団を希望する団員は、団長に退団届を提出し、団長に承認されなければならない。

第5章 役職

第12条 顧問

教職員1名をおく。また、顧問補佐をおくことができる。

第13条 指揮者

常任あるいは客演指揮者をおく。

第14条 団長

当団の代表として団長を1名おく。またその補佐役として副団長を1名おくことができる。

第15条 執行部員

執行部員に関して、その詳細を執行部部則に定める。

第16条 演奏会実行委員

演奏会実行委員に関して、その詳細を演奏会実行委員会会則に定める。

第17条 音楽委員

音楽委員に関して、その詳細を音楽委員会会則に定める。

第18条 その他の委員

団長は必要に応じて、上記以外の委員を招集することができる。

第19条 団長及び副団長の選出

団長及び副団長は、正団員より総会で選出される。

**第20条 執行部員、演奏会実行委員、音楽委員の選出
(削除)**

第21条 団長及び副団長の任期

団長及び副団長の任期は、選出より定期演奏会後に開催される定期総会までとする。

第22条 執行部員、演奏会実行委員、音楽委員の任期

執行部員、演奏会実行委員、音楽委員の任期に関しては、各部則及び会則に定める。またその他の委員長任期は、団長が必要と認める期間とする。

第23条 団長及び副団長の解任

団長及び副団長は、その任期の満了を持って解任となる。

ただし、団員が団長及び副団長をその任期中に解任させるためには、総会において、楽団友を除く団員の出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

**第24条 執行部員、演奏会実行委員、音楽委員の解任
(削除)**

会計係、演奏会実行委員長、音楽委員長の解任に関しては、各部則及び会則に定める。

また、休団、退団など役職者としての活動が困難なものに対し、団長はその役職者を解任することができる。

第25条 解散

団長が、その任期中に解任された場合は、すべての執行部員、演奏会実行委員、音楽委員、その他の委員は解任される。

第6章 全体会議

第26条 総会

総会は当団の最高議決機関である。

第27条 部会

総会に準ずる議決機関として、部会を設ける。

旧第21条 種類

(削除)

第28条 開催

団長が総会及び部会の召集、運営を行う。

- 1, 年2回、6月と定期演奏会終了後に定期総会を開催する。
- 2, 団長が必要と認めたとき、または全団員の3分の1以上の要求があったとき、臨時総会及び部会を開催する。

ただし、執行部員、演奏会実行委員、音楽委員の解散が行われた場合は、楽団友を除く団員の中から議長を選出し、

議長が臨時総会の招集、運営を行う。

第29条 定足数

総会の定足数は楽団友を除く団員の過半数とする。委任状による委任は定足数として認められない。総会において定足数を満たさない場合は、流会とする。

第30条 議決

総会及び部会における議決は、楽団友を除く出席者の**正団員**の過半数をもって決定する。

第7章 会計

第31条 経費

当団の経費は、九州工業大学責善会予算、団費、演奏会収益、その他の収益をもってあてる。

第32条 会計年度

当年4月1日から翌年3月31日までとする。

第33条 予算

会計係は予算案を総会に提出し、承認されなければならない。また演奏会実行委員長は演奏会予算案を総会に提出し、承認されなければならない。

第34条 決算

会計係は、団長及び副団長(不在の場合は除く)により監査された決算報告書を総会に提出しなければならない。また演奏会実行委員長は、団長及び副団長(不在の場合は除く)により監査された演奏会決算報告書を総会に提出しなければならない。

第35条 改正

当団則を改正するためには、総会において、楽団友を除く正団員の過半数の賛成がなければならない。

1994年 6月16日発効

1994年10月26日改正

1995年 6月21日改正

1996年 6月11日改正

1999年 6月17日改正

2004年 6月11日改